

講演会事業実施規則

(規則の準拠)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）の定款第4条第3号に基づき、勤労者の福祉向上に関する講演会事業の実施について定める。

(目的)

第2条 勤労者の資質の向上はもとより、一般社会のより高度な知識及び教養を身に付けるため各種講演会を開催し、勤労者の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(講演会)

第3条 講演会は政治、経済、労働、時事、文化、スポーツ等広範囲に亘るものとし、県内各地で開催する。

(疑義)

第4条 この規則に疑義を生じたときは、理事会の決議により決定する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。